

コロナ禍における牛津川遊水地事業の住民説明会の工夫

金井 康将¹・今村 正史¹

¹九州地方整備局 武雄河川事務所 調査課 (〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745)

令和元年8月豪雨では、佐賀県を中心に観測史上1位を更新するなど記録的な大雨となった。六角川流域の主要な観測所においては、戦後最大規模の出水となり、河川からの越水や支川・水路等からの氾濫による大規模な浸水被害が発生した。そこで、本豪雨の被害を軽減するため、六角川水系河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）を令和元年12月に採択し、眼下牛津川遊水地事業を実施中である。

牛津川遊水地の事業計画について住民説明会を行う必要があったが、コロナ禍のため、感染拡大防止に努める必要があり、オープンハウス方式による住民説明会を試験的に行った。本報告では、オープンハウス方式による住民説明会の具体的手法について紹介するとともに、オープンハウス方式による住民説明会の優れていた点、課題点と今後に向けた改善策を報告する。

キーワード 令和元年8月豪雨、河川激甚災害対策特別緊急事業、遊水地、集団移転、オープンハウス方式住民説明会

1. 令和元年8月出水の概要

令和元年8月豪雨では、佐賀県白石町で3時間に245ミリの猛烈な雨となった。観測史上1位を更新するなど佐賀県を中心に記録的な大雨となり、六角川流域の主要な観測所においては、戦後最大規模の出水となった平成2年7月洪水を上回る雨量を記録した。

支川牛津川妙見橋水位観測所では氾濫危険水位を超過し、8月28日5時40分に既往最高水位を約1m超過する7.02mを記録し、堤防からの越水氾濫が発生した。六角川水系においても、新橋水位観測所で氾濫危険水位を超過し、既往最高水位を更新した。六角川では7カ所、牛津川では17カ所の排水ポンプで運転調整を要請した。

その結果、河川からの越水や支川・水路等からの氾濫により、浸水面積約6,900ha、浸水家屋約3,000戸に及ぶ浸水被害が発生した。これにより、主要道路で冠水による通行止めが発生したほか、JR佐世保線の線路冠水などもあり、各地で交通網が途絶した。（写真-1, 2）

六角川流域の国管理区間においては、昭和55年と平成2年の2度、激特事業をはじめとするこれまでの河川整備によって、主要な区間の堤防は概成している。また、浸水被害対策についても、国・県・その他機関によって、60カ所総排水量360m³/sの排水機場が整備されているが、このような状況においても、前述のような浸水被害が発生している。



写真-1 武雄市北方町の浸水状況



写真-2 堤防からの越水状況

2. 六角川水系河川激甚災害対策特別緊急事業

令和元年8月豪雨による被害を受け、激特事業を令和元年12月に採択、令和元年8月洪水規模の洪水を想定して、河川水位をH WL以下に低減させることを目指している。

令和元年8月洪水被害を軽減するためには、河川管理者のみの取り組みでは不十分であることから、国、県、市町等が連携して「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す「六角川水系緊急治水対策プロジェクト」を策定した。（図-1）

このプロジェクトは、①河川における対策（被害軽減に向けた治水対策の推進）、②流域における対策（地域が連携した浸水被害軽減対策の推進）、③まちづくり、ソフト施策（減災に向けた更なる取り組みの推進）の3本柱で構成されている。（図-2）

①「河川における対策（被害軽減に向けた治水対策の推進）」としては、遊水地等の整備や河道掘削・引堤・分水路等による河川水位を低下させるための取り組み、上流域のダムや排水機場等の既存施設を活用した洪水被害軽減対策等に取り組むこととしている。

②「流域における対策（地域が連携した浸水被害軽減対策の推進）」は、支川や水路等からの氾濫による被害軽減の取り組みである。六角川流域は、有明海の大きな干溝差と低平地の地域特性により、浸水被害が発生しやすい。内水対策の排水機場も数多く設置されているが、近年の降雨の集中化・激甚化による浸水によって機能を喪失したものもある。

そこで、流域全体で流出抑制や氾濫抑制の取り組みを行い、流出量や氾濫量の削減を図るとともに、排水機場の耐水化や増設によって浸水被害の軽減を進めていく。

③「まちづくり、ソフト施策（減災に向けた更なる取り組みの推進）」としては、これまでの水防災意識社会再構築の取り組みに加え、まちづくりや住まい方の誘導による水害に強い地域づくりを進めることとしている。

六角川流域では過去の水害を教訓にした住まい方が行われてきたが、治水事業の進展による浸水頻度の減少と水害の記憶の風化により、浸水リスクの高いエリアの開発や宅地化が見受けられるようになった。

そこで、都市計画マスターplanや立地適正化計画等によるまちづくりの誘導や過去の水害を教訓にした宅地高情報の周知や災害危険区域等の設定による低い部分への居住室の建築規制等による水害に強い地域づくりに取り組んでいく。



図-2 六角川水系緊急治水プロジェクトの取り組み一覧

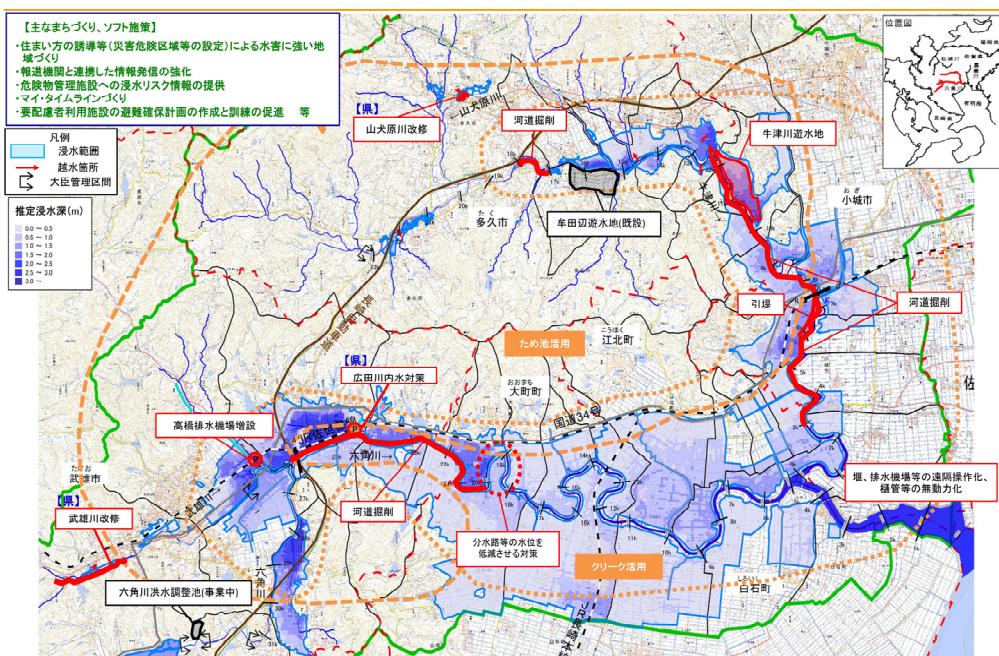


図-1 六角川水系緊急治水対策プロジェクトにおける位置図

3. 牛津川遊水地事業

激特事業の一環として、河道掘削、引堤で対応できない流量を一時的に貯留するため、牛津川中流域に牛津川遊水地事業を計画している。（図-3）牛津川遊水地の計画貯水容量は、下流域の河道整備の事業進捗と、遊水地近辺からの流入量も加算した結果、現在のところ約250万m³が必要であるとし、計画貯水容量を確保するための遊水地面積は約90haとしている。

遊水地計画の対象となるのは、小城市の上右原地区、下右原地区、山崎地区の3地区である。対象3地区には約100世帯が生活しており、この地区は内水被害が起こりやすい内水常襲地区である。また、住宅が建ち並ぶ県道沿いは背後地が急傾斜地となっており、一部急傾斜特別警戒区域となっている他、十石流特別警戒区域となっている。

(图-4)

現在は激特事業と小城市による事業の併用による移転も検討しており、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域である対象地区からの集団移転促進を図るため、移転対象世帯への住民説明会や代替地の検討を進めている。激特事業は令和6年度の事業完了を目指しており、牛津川遊水地事業もそれまでを目途に計画を進めている。

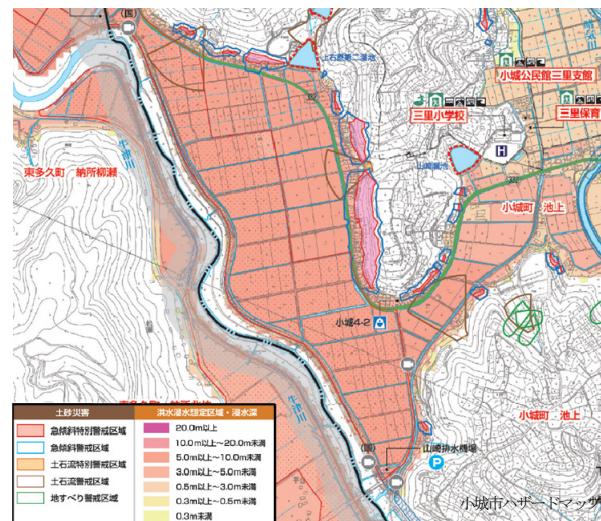


図-4 対象地域の災害リスク

4. 住民との合意形成

平成24年度の河川整備計画策定時より右原・山崎地域水害対策期成会役員（以下、役員）との河川整備に関する勉強会を住民・国・市合同で年に1回程度開催し、従来より話し合いを進めてきた。令和元年8月豪雨の影響を受け、役員と国交省・小城市の三者で打合せを行い、「決定事項や事業予定を役員から住民へ周知する」、「国から住民へ説明会を行う」などの合意形成に向けた取り組みを進めてきた。（写真-3）

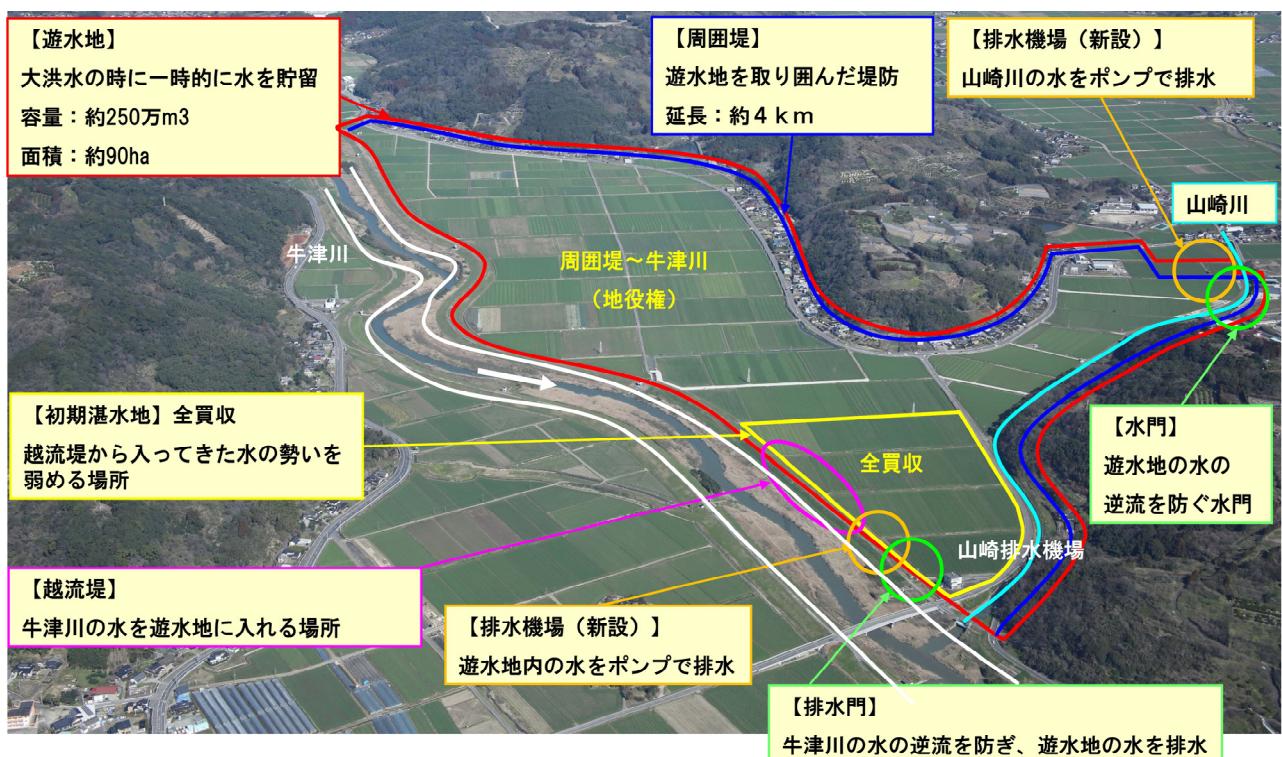


図-3 牛津川遊水地事業計画全体図



写真-3 県内コロナ感染拡大前の説明会の様子

新型コロナウイルスの感染が拡大している昨今の状況においても、事業推進や地元住民の不安解消のためには、早期に住民説明会を継続することが望ましい。武雄河川事務所では、新型コロナウイルス対策を施した住民説明会の方式として令和3年3月、12日間にわたり小城市と共にオープンハウス方式による説明会を実施した。オープンハウス方式とは、地元公民館などの小規模な会場にパネルや説明資料を用意し、地元住民に少人数で来場してもらうことで、ウイルス感染拡大防止策を取った方式である。（写真-4）

牛津川遊水地に関する説明会では、小城市と共同で説明会を開催した。全体の流れとして、まず小城市が説明会を希望する住民から事前予約を受け付ける。なお、一回の説明会で事前予約可能な世帯は、感染拡大防止のため、2世帯までかつ4人程度までとし、一回あたり1時間の説明会を1日で最大6回行つた。予約可能日は基本平日で、日曜日を予備日とした。説明会当日は対象3地域の公民館に武雄河川事務所から2名、小城市から1名が赴き、図面、パネル、説明動画を会場に設営した。周囲堤防の線形や地質・地形測量、家屋と周囲堤防法線の関係は大きく表示しなければ見辛いため、パネルと大判図面での説明を行い、説明する際に細かい部分までわかりやすい工夫を施した。また、説明者の違いなどによる説明内容の違いを避けるため、説明動画を用意し、あらかじめ説明内容を録音することで、全く同じ内容で説明できるようにした。

説明会にあたっては、事前予約を受け付ける前にまず小城市と各世帯の間で役員を介してある程度の日程を調整した。日程が確定したら各地区の役員が各世帯との間で調整をし、日程を小城市へ報告するという流れであった。（図-5）

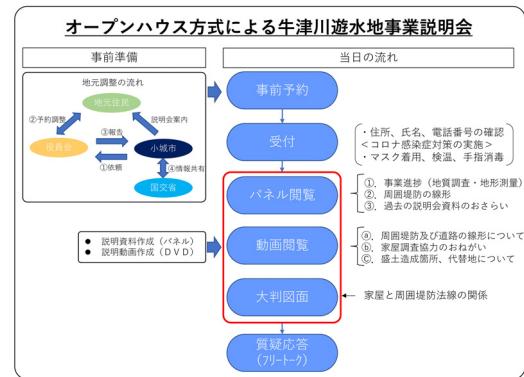


写真-4 オープンハウス方式による説明会の様子

オープンハウス方式を行うメリットとしては、①少人数での開催となるため、コロナ禍に関わらず開催可能であること、②地区全体の説明会より質問が出やすくなり、住民の不安解消につながること、③役員を介して地元と日程調整を行つたため、事前予約から開催までの流れがスムーズであり、平日でも開催が可能であったこと、④世帯毎に住民の意見を吸い上げ、一人一人のニーズが把握できることなどが挙げられる。また、この方式により、説明会での新型コロナウイルス感染者は出なかつた。

この方式の課題としては、①集団で説明会を開催する場合と異なり、他の世帯の住民がどのような意見を持っているかが見えにくいくこと、②そのため、他の意見を聞いたほうが意見が出しやすい方にとっては意見が出しにくくなってしまうこと、③日程が長期になること等が挙げられる。

5. おわりに

牛津川遊水地事業に伴う対象世帯の集団移転については、代替地の検討などの課題も存在する。これらの諸課題を解決していくため、住民との合意形成や関係機関との

協議を進める必要がある。合意形成の一環として、対象世帯に向けて、牛津川遊水地に関する調査の予定や施設設計の進捗をまとめた「牛津川遊水地新聞」の発行を始めた。(図-6)



図-6 牛津川遊水地新聞

オープンハウス方式による説明会には利点が多いが、わずかに課題もあるため、改良の余地がある。対象3地区毎に地区説明会を行い、中規模での開催をする、他世帯の意見を聞かないと意見を言いにくい住民のために、住民同士の意見交換の場をオンラインでセッティングするなどが改善策として挙げられる。

今回試験的に行ったオープンハウス方式による説明会の諸課題を改善しつつ、引き続き地域住民の方々と合意形成を図り、激特事業の完了時期である令和6年度までの牛津川遊水地完成に向け銳意事業を推進していきたい所存である。